やまなし６次産業化プランナー設置要綱

（目的）

第１条　　山梨県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、６次産業化サポート事業実施要領（平成26年4月1日付け25食産第4902号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）及び本要綱の定めるところにより、６次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援する人材としてやまなし６次産業化プランナー（以下「プランナー」という。）を設置する。

（業務内容）

第２条　プランナーは、地域支援検証委員会（以下「委員会」という。）が選

定した支援対象者の「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組を推進する

ため、やまなし６次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」と

いう。）の依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

（１）　「経営改善戦略」の策定の支援

（２）　上記戦略の策定に基づく、総合化事業計画の実現に向けた課題解決

等に対する支援

（３）　その他、農業経営の改善に対し、必要と思われる助言、支援等

（担うべき役割及び期待する効果）

第３条　プランナーは、自らが持つ人脈、ネットワーク及び専門分野の知識、

知見、技術等を活かし、第２条に定める業務を遂行することで、支援対象者

の「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組を支援する。

（選定）

第４条 サポートセンターは、必要に応じてプランナーの公募を行う。

２　プランナーの登録を希望する者は、プランナー登録票（別紙様式１）及び第１１条に定める個人情報等に関する「秘密保持に関する誓約書」をサポートセンターに提出するものとする。

３　サポートセンターは、やまなし６次産業化プランナー地域支援検証委員会（以下「委員会」という。）において、プランナー登録票の提出のあった者から、別に定めるプランナー候補者の審査基準に基づき、プランナー候補者を選定して、委員会に提出し、委員会の協議を経てプランナーを選定する。

（登録）

第５条　サポートセンターは、次に掲げるプランナーの情報を登録する。プランナーは、登録事項に変更があった場合は、遅滞なくサポートセンターへ届け出るものとする。

（１）氏名（通称名がある場合は本名及び通称名）

（２）連絡先の所在地及び電話番号等

（３）専門分野及び専門分野に関する職務歴、有する資格等

２　プランナーの登録期間は、登録された日から中央会が山梨県から受託するやまなし６産業化サポートセンター運営業務の事業完了日までとする。

（業務の実施及び管理の方法）

第６条　プランナーの主たる業務実施場所は、山梨県内とする。

２　サポートセンターが必要と認める場合は、県域外に派遣することができる。

３　サポートセンターは、プランナー支援依頼書により農林漁業者等への支援を依頼する。

４　プランナーは、原則として派遣日から１週間以内に支援報告シートをサポートセンターに提出する。

５　サポートセンターは、プランナーから提出のあった支援報告シートの内容を確認し、必要に応じてプランナーと今後の指導内容等について協議を行う。

（評価）

第７条　サポートセンターは、プランナー派遣毎に支援報告シートの提出を求めるとともに、支援実施年度内に策定された経営改善戦略の提出を求め、検証委員会においてプランナーの評価を行う。

（謝金及び旅費の支給）

第８条　謝金及び旅費は、請求書の内容を確認し、別に定める額を支払う。

（禁止行為）

第９条　プランナーは、次に掲げる行為をしてはならない。

　（１）経歴を詐称すること。

　（２）サポートセンターの禁止又は注意の指示に従わないこと。

　（３）サポートセンターの名誉を毀損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。

　（４）サポートセンターが依頼した業務に関連して知り得たサポートセンター又は他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること。

　（５）プランナーの身分において、サポートセンター以外の者から不当に金銭を収受すること。

　（６）サポートセンターの名称、略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、サポートセンターの事業の名称等又はプランナーの名称等をみだりに使用すること。

　（７）虚偽の報告をすること。

　（８）その他サポートセンターの業務執行に支障があると判断される行為を行うこと。

（寄稿・講演等の取り扱い）

第１０条　プランナーは、サポートセンターが依頼した業務に関連して新聞、雑誌等への寄稿、出版、講演等をしようとするときは、事前に承認を受けるものとする。

（秘密保持）

第１１条　プランナーは、業務を行うにあたり農林漁業者等の個人情報及び営業秘密（以下「個人情報等」という。）を取り扱うときは、別に定める「６次産業化プランナー個人情報等取扱規程」を遵守しなければならない。

（解任）

第１２条 サポートセンターは、プランナーが次の各号のいずれか一つに該当することとなったときは、プランナーを解任することができる。

（１）第９条から前条までの規定に違反したとき

（２）正当な理由なくサポートセンターが依頼した業務を実施しないとき

（３）サポートセンターが依頼した業務を遂行できないと認められるとき

（４）サポートセンターからの信頼を著しく損ねたとき

（５）山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）並びに暴力団等と密接な関係を有する者であると判明したとき

（６）本人がプランナーの解任を申し出たとき

（７）登録期間を満了したとき

（８）本人が死亡したとき又は連絡がとれなくなったとき

（９）その他、サポートセンターの業務上やむを得ない事情が生じたとき

２　サポートセンターは、前項（１）から（５）まで又は（９）の理由によりプランナーを解任する場合は、その旨を書面によりプランナーに通知する。

（損害賠償）

第１３条　プランナーが故意又は重大な過失により、サポートセンターに対して損害を与えたときは、サポートセンターは当該プランナーに対し、損害の一部又は全部について損害賠償させることができる。

（解任後の効力）

第１４条　次に掲げる事項については、プランナーが解任された後においても、なお、その効力を有するものとする。

（１）第９条（４）に定める秘密の漏洩及び盗用に関する事項

（２）第１０条に定める寄稿・講演等の取扱いに関する事項

（３）第１１条に定める秘密保持に関する事項

（４）第１３条に定める損害賠償に関する事項

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、プランナーに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和２年５月２８日から施行する。